

二重ローン救済法に関連する平成 24 年度税制改正事項

東日本大震災による二重ローン債務者を救済するための「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」、いわゆる二重ローン救済法が議員立法で成立公布されたことは、[平成 23 年 11 月 30 日の記事](#)でご紹介しましたが、昨年末に公表された「[平成 24 年度税制改正大綱](#)」において、この件に関連して次のような税制上の措置が盛り込まれています。

(平成 24 年度税制改正大綱 第 3 章 3. (4) 復興支援措置より抜粋)

② 二重ローン対策

イ 貸倒引当金制度について、その適用を受けることができる法人に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を追加します。

ロ 東日本大震災により被害を受けた法人が、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構又は産業復興機構から当該法人に対する債権につき債務の免除を受けた場合には、期限切れ欠損金の損金算入をできることとします。

平成 23 年度税制改正（二次改正）において、貸倒引当金の適用法人について制限が設けられましたが（[平成 23 年 12 月 12 日の記事](#)を参照）、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、貸倒引当金の適用法人に加えられることとなります。

また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構又は産業復興機構から債務免除を受ける債務者法人については、法的整理等において債務免除を受ける場合と同様に期限切れ欠損金を利用して債務免除益による課税が生じないように手当てされることとなります。

ちなみに、産業復興機構は、投資事業有限責任組合の仕組みを使って組成される法人格のない組織（任意組合等）であり、産業復興機構そのものに法人税の申告納税の義務はないため、貸倒引当金の適用法人とはされません。したがって、産業復興機構が保有する金銭債権について貸倒引当金を繰り入れることができるかどうかは、その産業復興機構である投資事業有限責任組合の組合員が貸倒引当金の適用法人であるか等により決まるものと思われます。

なお、任意組合等に係る損益の帰属や引当金の繰入等については、[法人税基本通達 14-1-1 ~14-1-2](#)、法人税関係個別通達「[中小企業等投資事業有限責任組合契約に係る税務上の取扱いについて](#)」等においてその取扱いが定められています。

中村慈美税理士事務所	
税理士 中村 慈美	
税理士 小松 誠志	
〒 107-0052	
所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス	
TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856	
e-mail info@nakayoshi-tax.com	
事務所HP http://nakayoshi-tax.com/index.html	

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答 他
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。